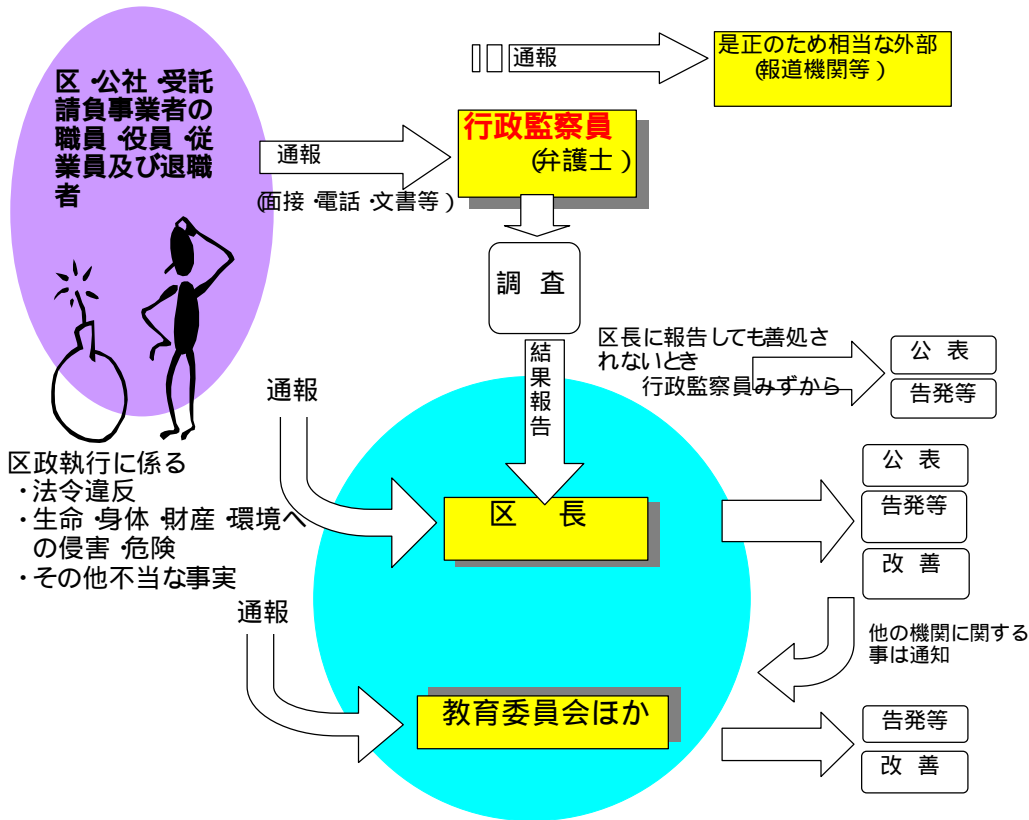


他自治体の内部通報者保護制度の状況について

(概要)

	千代田区(P2～17)	中野区(P18～21)	横浜市(P22～32)
対象	区・公社・受託請負事業者の職員・役員・従業員及び退職者	区の職員(特別職の非常勤職員を含む)・区長・助役・収入役	市の職員(地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職を含む。)及び市退職者
内容	区政執行に係る法令違反、生命・身体・財産・環境への侵害・危険、その他不当な事実	行政上の違法な行為等に関する公益を守るための通報	法令違反、市民の生命及び健康に重大な損害を与えるおそれのある行為、その他事務事業に係る不当な行為。
通報先	行政監察員(弁護士) 区長、その他区の機関	総務課長又は公益通報相談員(弁護士資格を有する)	不正防止内部通報制度委員会(弁護士資格を有する)
調査・報告	行政監察員への通報の場合、行政監察員が調査を行う。調査に当たっては、行政監察員の監督の下、補助者(規則で定める)に補助させることができる。 調査の結果、区長に報告	公益通報委員会(助役・収入役・教育長・総務部長・公益通報相談員)が公益通報調査員(総務課長・人事課長など)に調査させ、報告を求める。報告を受けた公益通報委員会は必要な事情聴取を行い審議のうえ、区長に報告。	実名通報を原則とする。通報委員会は、通報の受理・不受理の判断、通報内容の事実確認調査を行う。委員会を補佐するため、事務局(職務公正調査課)を設置。通報委員会は、市長に対し結果報告をする。
対応	区長は、 報告を受けた内容の公表 必要に応じ告発 再発防止の措置	区長は、 懲戒分限審査委員会の開催 や告発などの必要な措置 改善等勧告などの必要な対応を指示 制度運営実績の公表(年1回)	市長は、 通報委員会の報告等に対して、改善又は必要な措置。 通報者が関与した職員等であるときは、処分軽減。 通報が事実でない場合、関係者の名誉確保。 件数、内容等を毎年度(四半期ごと)公表。
通報者の保護	不利益取扱の禁止を規定 不利益な取扱を受けたときは、行政監察員に通報でき、監察員は反証がない限り公益通報を理由とするものと認定し、改善勧告・公表をする。	不利益取扱の禁止を規定	不利益取扱の禁止を規定 不利益な取扱を受けたときは、通報委員会に申し出る。通報委員会は、不利益取扱をした者に原状回復その他の改善を勧告。勧告に従わないときは、事実を公表。
その他	区長が必要な措置をとらない場合、行政監察員は、これを自ら公表し、監督行政庁に通報、又は告発する等の措置をとる。		通報委員会は、市長又は当該機関が相当な期間が経過しても措置をとらない場合、期限を定めて勧告。それでも措置しない場合、自ら公表し告発等の措置をとる。

千代田区職員等公益通報制度



- 目的** 自浄作用により透明で適法かつ公正な区政運営を図る。(是正と予防)
- ポイント**
- 特長**
- ・条例により公益通報制度を定める。
 - ・公益のために通報した者が不利益な取扱を受けないよう保護する。
 - ・対象となる通報者は、職員に限らず、公社、受託請負事業者及び退職者まで広げる。
 - ・公益通報は原則として実名による(確実な資料があるなどの場合には匿名でも受け付ける)。
 - ・一定の要件の下で区の外部への通報も保護の対象とする。
 - ・公益通報したことが原因で不利益取扱を受けたときは、行政監察員に通報でき、監察員は反証がないかぎり公益通報を理由とするものと認定し、改善勧告・公表をする。
 - ・区の外部に通報の新たな受け皿として「行政監察員」を議会の同意を経て設置する。
 - ・行政監察員は、自ら調査したうえ、区長に対して報告し、善処されないときは自ら公表、告発等を行うことができる。

千代田区職員等公益通報条例

(平成15年7月2日 条例第13号)

前文

千代田区は、透明で適法かつ公正な区政運営に努めてきた。

区政の執行に携わる者が、法律を遵守し、事務事業を公正に行うことは、区民の負託を受け、全体の奉仕者として公共の利益のために働く者として当然の責務である。

区政に違法又は不当な事実があった場合に、これを最も的確に把握できる立場にあるのは、区の内部にある者である。しかし、これを明らかにすることが自らの不利益を招くとのおそれから、その事実が放置され、秘密として覆い隠されることがあってはならない。

千代田区は「区政に関する違法・不当な事実は隠さない」という基本姿勢に基づき区政運営の一層の透明性の向上を図る。

そして、公益が害されるときは、これを是正するため、区の内部にある者が、その事実を明らかにすることができ、明らかにしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする。

このような自浄作用により区政の透明性を高め、区政を常に適法かつ公正なものに保つため、千代田区はこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、千代田区(以下「区」という。)の行政の執行に携わる者が、公益に反する事態を是正するため正当な通報をしたことにより不利益取扱いを受けないようにするとともに、行政監察員を設置して公益のための通報の機会を拡充し、もって透明で適法かつ公正な区政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は次に掲げるところによる。

- (1) 区職員等 区職員、区の出資する団体で千代田区規則(以下「規則」という。)で定めるものの役員又は職員並びに区から事務事業を受託し又は請け負った事業者(行政監察員としての受託者を除く。)及びその役員又は従業員並びにこれらの者であった者をいう。
- (2) 公益 区政の適法かつ公正な執行を通じて実現される社会一般の利益をいう。
- (3) 公益通報 区政の適法かつ公正な執行を期するために、区職員等により行われる通報(第3条第2項の規定による公表を含む。)をいう。
- (4) 通報者 区職員等で、公益通報を行う者をいう。

第2章 通報者の保護

(公益通報)

第3条 区職員等は、区の事務事業、区が出資する団体の出資目的に係る事務事業又は区から事務事業を受託し若しくは請け負った事業者における当該事務事業に関する事実で次の各号のいずれかに該当するものがあると思料するときは、適宜の方法により、直接、区長その他の区の機関又は行政監察員に公益通報をすることができる。

- (1) 法令(条例、規則等を含む。)に違反する事実
- (2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実(前号に該当する事実を除く。)
- (3) 前各号のほか事務事業に係る不当な事実

2 前項の通報によって当該違法又は不当な事実が是正されなかった場合には、同項に掲げる者以外の者で是正のために相当と認められる者に対して通報し、又は自ら相当な方法で公表することができる。同項の通報によっては是正されないおそれがあり、かつ、早急に是正されなければならない緊急の必要がある場合においても同様とする。

3 公益通報に際しては、通報者は、原則として実名によらなければならない。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

(不利益取扱の禁止)

第5条 通報者は、正当な公益通報をしたことによつていかなる不利益取扱(事実行為を含む。)も受けない。

2 正当な公益通報をしたことを理由として不利益取扱を受けた通報者は、その旨を第7条に規定する行政監察員に通報することができる。この場合において、正当な公益通報をした者がそれ以後に受けた不利益取扱は、特段の事由がない限り、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定する。

3 行政監察員は、正当な公益通報を理由として不利益取扱がされたと認めるときは、当該取扱をした者に原状回復その他の改善を勧告することができる。

4 当該取扱をした者が前項の勧告に従わないときは、行政監察員は、その事実を公表することができる。

(区長等の責務)

第6条 区長等(区長、教育委員会その他の任命権者をいう。以下この条において同じ。)は、通報者が前条第1項の不利益取扱を受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その改善又は防止のため必要な措置を講じるものとする。ただし、通報者が同条第2項の規定に基づき行政監察員に通報した場合には、その判断を経た後にするものとする。

2 区長等は、通報者が通報に係る事実に関与した者であるときは、懲戒処分を減輕することができる。

- 3 区長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合に関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

第3章 行政監察員

(行政監察員の設置)

第7条 区は、委託契約（以下「行政監察員委託契約」という。）により、行政監察員を設置する。

- 2 行政監察員の選任については、規則で定めるところによりあらかじめ議会の同意を得なければならない。

(行政監察員の資格)

第8条 行政監察員となりうる者は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

(2) 前号に定める者のほか、特に区における事務に精通していると認められる者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、行政監察員になることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないもの

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(5) 弁護士法（昭和24年法律第205号）又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は公認会計士の登録抹消の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなった者を除く。）

(6) 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者

(7) 区議会議員

(8) 区職員等

(9) 区職員等であった者

(10) 区長、助役、収入役、教育長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

(行政監察員の役割)

第9条 行政監察員は、次の職務に従事する。

(1) 第3条第1項の規定に基づく公益通報の受付、調査、報告及び公表に関すること。

(2) 第5条第2項の規定に基づく通報の受付、調査、勧告及び公表に関すること。

- 2 複数の行政監察員を選任した場合においても、各行政監察員は、独立して職務を行

う。ただし、相互に協力することを妨げない。

- 3 行政監察員は、前項ただし書、第13条第5項又は第17条第4項の場合を除き、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。行政監察員でなくなった後も、同様とする。

(行政監察員への公益通報)

第10条 行政監察員は、第3条第1項の規定に基づく公益通報があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

- 2 前項の通報内容が、仮に事実であっても違法又は不当なものでないときは、行政監察員は、理由を説明してこれを受理しないことができる。
- 3 行政監察員は、公益通報を受理したときは、区長に報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときを除き、直ちにその概要(通報者の氏名を除く。)及びこれに対する行政監察員の対応方針を直接区長に報告しなければならない。

(行政監察員の調査)

第11条 行政監察員は、公益通報があり、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査を開始しなければならない。

- 2 前項の調査に当たっては、区及び区職員等は、これに協力しなければならない。
- 3 前項の規定により調査に協力した者は、調査結果が公表されるまでの間その事実を漏らしてはならない。
- 4 行政監察員は、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めなければならない。

(調査の補助)

第12条 行政監察員は、公益通報に係る調査等の事務を他の者に補助させることができる。

- 2 補助者(前項の規定により行政監察員を補助する者をいう。以下同じ。)の資格については、規則で定める。
- 3 行政監察員は、補助者を用いるときは、あらかじめ区長に届け出るものとする。
- 4 行政監察員は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう補助者を監督しなければならない。
- 5 補助者は、行政監察員の事務を補助したことにに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。補助者でなくなった後も、同様とする。
- 6 補助者は、千代田区個人情報保護条例(平成10年千代田区条例第43号)第39条の適用については、受託業務の従事者とみなす。

(調査結果の報告及び公表等)

第13条 行政監察員は、調査の結果、当該通報に係る事務事業に関し、違法又は不当な事実が存在すると認めるときは、その内容をこれを証する資料とともに区長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政監察員は、相当な理由があるときは、その内容を証

する資料の添付を保留することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、通報者の氏名はこれを報告しない。ただし、行政監察員は、特に必要があると認める場合においてあらかじめ本人の同意を得たとき又は本人から特に依頼があった場合には、氏名を報告することができる。
- 4 調査結果の報告を受けたときは、区長は、規則で定めるところによりその内容を公表するとともに、必要に応じて告発するほか、再発防止のため必要な措置をとらなければならない。事案が区の他の機関に関するものであるときは、区長は当該機関に通知し、当該機関は区長に準じて必要な措置をとらなければならない。
- 5 区長又は前項後段の機関が前項の措置をとらないときは、行政監察員は、これを自ら公表し、監督行政庁に通報し、又は告発する等相当の措置をとるものとする。
- 6 行政監察員は、調査の結果、当該通報に係る事務事業に関し、違法又は不当な事実の存在が認められなかったとき、又は、調査を尽くしても違法又は不当な事実の存否が判明しないときは、その旨を区長に報告しなければならない。
- 7 行政監察員は、調査の結果を通報者に報告しなければならない。ただし、匿名による通報者及び特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(行政監察員の説明責任)

- 第14条 区長は、行政監察員の調査又は前条第5項の措置に関し、必要があると認めるときは、行政監察員又は行政監察員であった者の説明を求めることができる。
- 2 前項の説明の請求は、調査を妨げる目的ではない。

(特定の事件についての行政監察の制限)

- 第15条 行政監察員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査することができない。
- 2 前項に該当する場合には、行政監察員は、その旨を通報者に説明したうえ、他の行政監察員に事案を移送する。
 - 3 前項の規定によって調査することができる他の行政監察員がないときは、行政監察員は、その旨を通報者に説明し、他の方法についての相談に応じる。

(不利益取扱に関する通報に係る調査)

- 第16条 第11条及び第12条の規定は、第5条第2項の規定に基づく通報に係る調査について準用する。

(行政監察員委託契約の解除)

- 第17条 区長は、行政監察員が、第8条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該行政監察員に対する委託契約を解除しなければならない。
- 2 区長は、行政監察員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、行政監察員に行政監察員委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるときその他当該行政監察員と契約を締結していることが不相当であると認めるときは、行政監察員

委託契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ解任について規則で定めるところにより議会の同意を得なければならない。

3 行政監察員は、理由を示して、行政監察員委託契約を解除することができる。

4 調査中の事案で、契約解除又は契約期間満了による契約終了時に調査が完了していないものについては、新たに行政監察員として選任された者に当該調査関係の資料等を適正に引き継がなければならない。

第4章 補則

(運用上の注意)

第18条 この条例の運用に当たっては、区は、関係者の人権が不当に侵害されないように配慮しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、施行の日前に行うことができる。

(平成 15 年 7 月 15 日 規則第 45 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区職員等公益通報条例(平成 15 年千代田区条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

2 条例第2条第1号の区職員には、区議会議員、区長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 202 条の3に規定する附属機関の構成員を含まない。

3 条例第2条第1号の区の出資する団体で規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。

- (1) 財団法人千代田区街づくり推進公社
- (2) 財団法人千代田区コミュニティ振興公社
- (3) 財団法人ちよだ中小企業センター

(公益通報の範囲)

第3条 条例第3条第1項の公益通報には、人事上の処遇に関する事実の通報その他の私益を図るにとどまる通報を含まない。

2 行政監察員は、通報に係る事実が区職員等の人事上の処遇に関する事実にとどまるものであるとき(条例第5条第2項に該当する不利益取扱の事実を除く。)は、公益通報の対象でないことを説明して、受理しないことができる

(外部通報)

第4条 条例第3条第2項の外部通報については、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 恐喝、加害などのほか主として個人的利益を図るものでないこと。
- (2) 通報の内容が真実又は真実であると信じるに足る相当の理由があること。

(3) 通報時において、通報者が条例第3条第1項に定める者に通報すれば、不利益な取扱を受け
るおそれ若しくは証拠が隠滅されるおそれがあると認められる相当な理由がある場合又は通報
の対象となった事実により人の生命若しくは身体に危害が発生し、若しくは発生する急迫した危
険がある場合であること。

(4) 時事の公正な報道を目的とする報道機関その他の通報の対象となった事実の是正のため相
当な通報先であること。

2 通報者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第3条第3項の例外として匿名による
ことができる。

(1) 確実な資料を示してするとき。

(2) 区民等の生命、身体等に対する明白な危険が現に存在し、又は迫っているとき。

(行政監察員の選任同意議案及び解任同意議案の項目等)

第5条 条例第7条第2項の規定による議会の同意議決については、次の事項を内容とする。

(1) 行政監察員候補者(以下「候補者」という。)の氏名及び事務所等の所在地

(2) 候補者の資格及び経歴

2 条例第17条第2項の規定による議会の同意議決については、次の事項を内容とする。

(1) 行政監察員の氏名

(2) 解任の理由

3 行政監察員を選任したとき、又は契約解除により解任したときは、区長はその氏名及び選任又
は解任したことを告示するものとする。

(行政監察員委託契約の項目)

第6条 行政監察員委託契約には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 委託事項

(2) 委託期間

(3) 委託費用及び限度額

(4) 費用支払い方法

(5) 委託契約解除

(6) 前各号のほか必要な事項

(通報に関する相談等)

第7条 行政監察員は、公益通報をしようとする者からの違法性の有無等に関する質問等の事前相談に応じるものとする。

2 行政監察員は、条例第10条第3項の規定による報告(以下「受付報告」という。)に際し、通報者が特に希望するときは、通報者の上司等に直接通報内容を伝達することができる。

(区民等からの通報の取扱)

第8条 行政監察員は、区民等からの通報があったときは、本公益通報制度の対象外である旨を説明するとともに、他の通報手段について相談に応じるものとする。

(調査の標準処理期間)

第9条 条例第11条第4項の規則で定める標準処理期間は、2か月とする。

2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2か月を経過するごとに区長に経過報告をするものとする。ただし、区長に報告することが適当でないと認められる事項については、この限りでない。

(調査の進め方)

第10条 行政監察員は、調査に当たって勤務時間中の職員の出頭を求めるときは、あらかじめ当該職員の上司に協議しなければならない。

2 行政監察員は、違法不当な事実に関与したことを疑われる者に対しては、その要旨を口頭又は書面により告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

(補助者の資格等)

第11条 条例第12条第2項の規則で定める補助者の資格は、条例第8条の例によるものとする。

2 行政監察員は、補助者を利用するときは、あらかじめ当該補助者に条例の趣旨及び守秘義務について説明しなければならない。

3 補助者について条例第12条第3項の規定による届出があったときは、区長は、これを告示する。

4 補助者を解任したときは、行政監察員はこれを区長に届け出るものとし、区長はこれを告示するものとする

(使用人等の監督)

第 12 条 行政監察員及び補助者は、その使用人で行政監察員又は補助者の業務に使用する者その責任において管理し監督しなければならない。

2 行政監察員及び補助者は、前項の使用人に対し、千代田区個人情報保護条例(平成 10 年千代田区条例第 43 号)の規定に基づき守秘義務を負う旨を周知しなければならない。

(限度額を超えるおそれがある場合の措置)

第 14 条 調査費用が第 6 条第 3 号の限度額を超えるおそれがあるときは、行政監察員は、あらかじめ区長にその旨を通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、区長はその当否を判定し、限度額変更の措置を講じるものとする。

(公表の方法)

第 15 条 条例第 13 条第 4 項の規定による公表は、区広報紙、インターネット・ホームページ等への掲載等によるものとする。

2 公表の内容の表記は、報告内容の趣旨の明確さを損なわない範囲で概要の表記によることができる。

3 通報に係る事実が存在しないか、存否不明の旨の報告についても前 2 項の例により公表することができ。

(不利益取扱に関する通報に係る改善勧告等)

第 16 条 条例第 5 条第 2 項の規定による通報があったときは、行政監察員は、その概要及び対応方針を通報受付報告書の例により区長に報告するものとする。

2 条例第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定による改善勧告及び公表は、行政監察員が直接これを行うものとする。

3 前項の規定による改善勧告又は公表をするときは、行政監察員はあらかじめ区長にその旨を通知するものとする。

4 第2項の規定に基づく公表は、区広報紙、インターネット・ホームページ等への掲載又は時事の公正な報道を旨とする報道機関に対する公表等によるものとする。

(文書保存義務)

第 17 条 行政監察員は、行政監察員でなくなった後も、調査報告の基礎とした資料で区長への引継を留保したものを 10 年以上保存しなければならない。

(行政監察員証等)

第 18 条 行政監察員には、行政監察員証(第4号様式)を交付する。

2 補助者には、行政監察員補助者証(第5号様式)を交付する。

3 行政監察員及び補助者は、調査に際して、求められたときはそれぞれ前2項の証を提示するものとする。

4 第1項及び第2項の証は、有効期間満了後直ちに区長に返還しなければならない。有効期間満了前に行政監察員又は補助者でなくなったときも、同様とする。

(連絡窓口)

第 19 条 行政監察員と区との連絡窓口は、企画総務課に置く。

附 則

この規則は、条例施行の日〔平成 15 年8月1日〕から施行する。

年 月 日

通報受付報告書

千代田区行政監察員 印

通報受付日	年 月 日		
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 ・電話 ・郵便 ・電子メール ・FAX 	(時 分 ~ 時 分)	(時 分 ~ 時 分)
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名 () ・匿名 	所属部署	
通報内容			
通報時の対応			
通報者が望む対応			
行政監察員の今後の対応方針			
備考			

実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

年 月 日

調査結果報告書

千代田区行政監察員 印

通報受付日	年 月 日		
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 ・電話 ・郵便 ・電子メール ・F A X 	(時 分 ~ 時 分)	(時 分 ~ 時 分)
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名 () ・匿名 	所属部署	
通報内容			
調査経過			
調査結果			
添付資料の内 訳			
備考			

実名は、本人が特に報告の希望を明示したときのみ記入する。

書ききれないときは、別紙による。

年 月 日

定時報告書

千代田区行政監察員 印

通報受付期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
公益通報	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 ・電話 ・郵便 ・電子メール ・F A X 	件	受理 件	不受理 件
	合計			
公益通報に関する 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 ・電話 ・郵便 ・電子メール ・F A X 			
備考				

書ききれないときは別紙による。

第4号様式(第18条関係)   申請などの手続きについては、事前に担当課へお問い合わせください。

千代田区行政監察員証				
有効期限 年 月 日まで				
		氏名		
		連絡先		
上記の者は、千代田区の行政監察員であることを証明する。				
年 月 日				
千代田区長			<input type="checkbox"/>	

第5号様式(第18条関係)   申請などの手続きについては、事前に担当課へお問い合わせください。

第4号様式の例によるものとし、同様式中「行政監察員」とあるのは「行政監察員補助者」と読み替える。

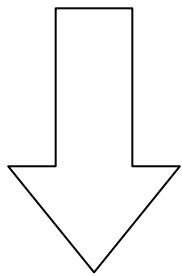
中野区職員の公益通報に関する制度

通報者

通報する内容は、発生時期・場所・該当職員の氏名及び所属・証拠の状況。

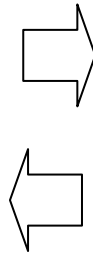
行政運営上の違法な行為等に関する公益を守るための通報

例示：収賄・横領・背任・職権乱用・公文書偽造・詐欺など
 （誹謗中傷・私利私欲等、通報者の私憤など個人的な感情のもの・勤務条件に関する通報を除く）



文書（匿名可）	公益通報委員会あて	事務局 総務課
公益通報メールボックス（匿名不可）	ボックスは総務課長のみ閲覧	
文書・電話（匿名可）	公益通報相談員 （弁護士）	

公益通報委員会 （合議制）	・助役 ・収入役 ・教育長 ・総務部長 ・公益通報相談員
	事務局 総務課



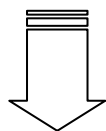
公益通報調査員	<p>区長が指定する職員（総務課長・人事課長など）を公益通報調査員とし、通報の調査をさせる。</p> <p>調査員は管理者等に協力を求め、保有する関係書類等の閲覧・提出、及び関係者から事情の聴取若しくは実態調査を進め公益通報委員会に報告する。</p>
---------	---



区長

報告を受け懲戒分限審査委員会の開催など必要な措置

- ・懲戒分限審査委員会（服務に関すること：人事課長対応）
- ・告発（違法行為があった場合：総務課長）



制度運用実績の公表（年1回）

改善等勧告を含め必要な対応を指示

再発防止策等

中野区で公益通報制度スタート

2003年6月9日

本日(9日)、中野区は、職員の公益通報制度をスタートさせた。

これは、職員が行政運営上、他の職員の収賄、横領、公文書偽造など違法な行為等(違法性の高い行為)を発見し通報した場合、その通報に対し必要な対応を行うことで、区の公益の損失を防止し、区政への区民の信頼を確保するための制度で、通報した職員の秘密は守られ、通報したことにより人事、給与その他の勤務条件についていかなる不利益も受けないというもの。

制度の仕組みは以下のとおり。

1. 法令(条例、規則、訓令を含む)違反又はそのおそれがある
2. 区民の生命、健康に重大の損害を与えるおそれがある
3. その他区民全体の利益等公益に反するおそれがある

事案を知った職員は、「事案の内容(発生時期、場所、該当職員の氏名とその所属)と証拠の状況」を公益通報委員会(助役、収入役、教育長、総務部長、公益通報相談員(弁護士)で組織)あて文書(匿名可)または電子メール(匿名不可)で通報するか、公益通報相談員(弁護士)に文書か電話で通報する。

通報(公益通報相談員からの報告)を受けた公益通報委員会は、区長が指定する公益通報調査員(総務課長や人事課長など)に調査をさせ報告を求める。

報告を受けた公益通報調査委員会は、必要に応じ管理者等(事案の決定権限を有する者、当該職員を監督する者)、当該職員から事情を聴いた上、審議内容を区長に報告する。

報告を受けた区長は、①懲戒分限審査委員会の開催や告発などの必要な措置、②改善等勧告などの必要な対応を取るよう指示する。

公益通報調査委員会事務局の総務課では、「この制度は、行政サービスという商品を提供している区が、顧客である区民のみなさんに対しサービスの品質を保証するための仕組みと考えており、運用実績については年1回公表していく」と話している。

※[公益通報制度概要図](#) (PDF ファイル 36KB)

中野区職員の公益通報に関する要綱

2003年6月9日

要綱第114号

(目的)

第1条 この要綱は、職員が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報について、必要な事項を定めることにより、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する区民の信頼を確保し、公正かつ民主的な区政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の非常勤職員並びに区長、助役及び収入役をいう。
- (2) 公益通報 公益を守るために職員が知り得た行政運営上の他の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関する通報をいう。
- (3) 公益通報相談員 職員からの公益通報を受けるため設置する弁護士の資格を有する相談員をいう。
- (4) 公益通報メールボックス グループウェアの電子メール機能に設けられた公益通報に係るメールを受信するための専用のメールアドレスをいう。

(公益通報)

第3条 職員は、次の事案について区民全体の利益及び行政に対する信頼への著しい損害をもたらすおそれがある事項を知り得たときは、[第5条](#)に規定する公益通報委員会に対し、総務部総務分野統括管理者(総務部総務分野統括管理者に係る公益通報は、総務部長)(以下「総務分野統括管理者」という。)あて又は公益通報相談員あてにより公益通報を行うことができる。この場合において、総務分野統括管理者あての公益通報は文書又は公益通報メールボックスにより、公益通報相談員あての公益通報は文書又は電話により行うものとする。

- (1) 法令(条例、規則及び訓令を含む。)違反又はこれに至るおそれのある事案
 - (2) 区民の生命、健康に重大な損害を与えるおそれのある事案
 - (3) その他区民全体の利益等公益に反するおそれのある事案
- 2 前項の公益通報をするときは、公益通報に係る当該職員の氏名及び所属、発生時及び場所、証拠の状況等をわかりやすく伝えなければならない。
 - 3 公益通報は、公益通報メールボックスを除き、匿名により行うことができる。
 - 4 公益通報は、区の行政運営の適正化に資するために行うものであり、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用をしてはならない。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、勤務条件に関する事案については、公益通報をすることができない。

(公益通報の処理)

第4条 公益通報相談員は、前条の公益通報を受けたときは、通報内容を整理し、速やかに総務分野統括管理者に報告しなければならない。

2 総務分野統括管理者は、前条の公益通報を受けたとき又は前項の報告を受けたときは、次条の公益通報委員会の開催に必要な措置を講じなければならない。

(公益通報委員会の設置)

第5条 職員からの公益通報を処理するため、公益通報委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、助役、収入役、教育長、総務部長及び公益通報相談員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、助役をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

6 委員に係る公益通報については、当該委員は、次条第2項の場合を除き、会議に参加することができない。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、区長が指定する職員(以下「調査員」という。)に調査をさせることができる。

2 委員会は、前項の調査のほか、必要があると認めるときは、公益通報に係る事案の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監督する責務を負う者(以下「管理者等」という。)並びに公益通報に係る当該職員から事情を聴くことができる。

3 委員会は、審議内容を区長に報告する。

4 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(調査員の調査)

第7条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

(1) 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。

(2) 管理者等に事情の聴取又は実態調査についての協力を求めること。

(運営状況の公表)

第8条 区長は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 公益通報をした職員(以下「通報者」という。)に関する情報は、非公開とするとともに、通報者は、通報したことにより人事、給与その他の職員の勤務条件の取扱いについていかなる不利益も受けない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2003年6月9日から施行する。

附 則(2004年3月25日要綱第44号)

この要綱は、2004年4月1日から施行する。